

内閣参質二一二第二〇号

令和五年十一月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出生活保護世帯がペットを飼育することに関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提呈生活保護世帯がペットを飼育することに関する質問に対する答弁書

一について

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）においては、御指摘の「ペットの飼育を禁止する規定」はない。

二について

御指摘の「自治体」は承知していないが、いずれにせよ、保護を必要とする方からの生活保護の開始の申請については、生活保護法、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和三十六年四月一日付け厚生省発社第二百二十三号厚生事務次官通知）等にとつて受付及び審査をすべきものであり、御指摘の「理由」のみをもって生活保護の申請を却下することは適當ではないと考えている。

三について

御指摘の「自治体やケースワーカー」は承知していないが、いずれにせよ、二についてでお答えした考え方に基づき、真に保護が必要な者に対して適切に保護が実施されるよう、引き続き、各地方公共団体に對し必要な周知を図ってまいりたい。